

USPTO が査定系審判の早期審理のための試行プログラムを開始

2015年06月22日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国における査定系審判請求とは、特許出願が二度の拒絶を受けたクレーム又は最終拒絶されたクレームについて、このような行政処分を不服とし、審判部 (PTAB: Patent Trial and Appeal Board) に対して行う不服申立を言います。審判においては、審査官の拒絶査定のは是非を審判官の合議体が審理します。審査官の認定が不当であるとの審決が下された場合、審査に差し戻されます。なお、審判部による審決は、審査官を拘束します。また、上記審決に不服がある場合、CAFC→連邦最高裁判所、又はコロンビア地区連邦地裁→CAFC→連邦最高裁判所という更なる手続を行うことが可能です。

USPTO における査定系審判は、その審理速度が遅く、それゆえ長期間に亘って係属することは周知の事実です (技術分野にもよりますが、2014 会計年度の査定系審判の係属期間は約 25 ヶ月～33 ヶ月)。その結果、滞貨は膨大な量となっています。このような状況下で、これまで、USPTO は、滞貨を減少させるための措置を講じてきましたが、結果は芳しくありませんでした。

このたび、USPTO は、査定系審判の滞貨を減少させるために、査定系審判の早期審理のための試行プログラム (“**Expedited Patent Appeals Pilot Program**”) を開始しました。

以下に、この試行プログラムについて詳細に説明します。

【全 3 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HAKKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.